

広島県選挙管理委員会告示第二十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、別表のとおり変更があつた旨、尾道市選挙管理委員会から報告があつた。

令和六年四月二十五日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

## 別表

指 定 施 設		変 更 項 事	変 更 後
名 称	所 在 地		
旧三庄中学校	尾道市因島三庄町2257番地3	名称	三庄市民スポーツ広場